

公表対象随意契約一覧(R7. 6月分)

No.	担当する課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円）	適用条項	随意契約とした理由
1	健康医療対策課	島根県地域医療教育推進事業委託	令和7年6月1日	浜田市校長会 浜田市三隅町古市場1991番地	1, 650, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市内小中学校を管轄している組織が校長会であり、実施校一括して委託するため。
2	下水道課	旭・浜田地区農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務	令和7年6月2日	島根県土地改良事業団体連合会 松江市黒田町432番地1	15, 400, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	平成30年度の最適整備構想策定を島根県土地改良事業団体連合会が行っており、対象地区及び本業務策定について熟知しているため、同法人へ委託することで効率的な業務執行が可能となることから島根県土地改良事業団体連合会とした。
3	下水道課	河内処理区真空弁修繕（単価契約）	令和7年6月2日	株式会社荏原製作所 中国支社 広島県広島市西区中広町3丁目25番1号	複数単価契約	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本業務は、河内地区農業集落排水処理区内に設置されている真空弁について工場での修繕を行うものである。弁本体が故障した際は、維持管理業者が予備品として保管してある真空弁を至急交換し対応しており、交換後の真空弁を再度使用するために、工場で部品交換と整備を行うには、製造メーカーである欄荏原製作所しか実施できないため。
4	維持管理課	令和7年度高速道路跨道橋定期点検（ネクスコ西日本）	令和7年6月3日	西日本高速道路株式会社中国支社 千代田高速道路事務所 広島県山県郡北広島町有田1177	2, 708, 340	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高速道路との交差部であることから、安全性の確保、円滑な業務遂行を図るため、道路管理者である西日本高速道路株式会社に委託する。
5	会計課	財務会計システム支払処理名寄せ対応改修業務	令和7年6月4日	株式会社マツケイ 松江市乃木福富町735-211	2, 167, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在稼働中の財務会計システムへの改修業務であり、導入業者の株式会社マツケイ以外での対応が困難なため
6	スポーツ振興課	アクアみすみ ヒートポンプユニット点検整備業務	令和7年6月4日	株式会社 前川製作所 東京都江東区牡丹3-14-15	5, 302, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該機器は、株式会社 前川製作所が独自に開発・設計したもので、交換部品の寸法、材質などの面において、他の業者では適切な部品供給が困難であり、また、アクアみすみの機器は、独自の専門知識が必要で、現場の状況等に精通した特定業者以外では契約の内容を遂行することが困難であるため。
7	選挙管理委員会事務局	第27回参議院議員通常選挙における選挙機器の点検等業務	令和7年6月5日	株式会社ムサシ中四国支店 広島県広島市中区本川町2丁目6番11号	1, 186, 900	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業者は、当機種種の製造元である。当該部品等についても、製造メーカーが独自の部品を使用しており、他のメーカーでは保守点検業務の遂行ができない。については、製造メーカーである本業者と随意契約するものである。
8	資産税課	基幹系システム標準化に伴う家屋評価システム標準化対応業務委託	令和7年6月9日	株式会社SBS情報システム 山陰営業所 静岡県静岡市駿河区登呂3丁目1番1号	1, 854, 600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務委託は、令和8年1月からの基幹系システムの標準化対応に伴い、基幹系とデータ連携を行っている家屋評価システムの連携を再構築するものです。現在使用している家屋評価システムは株式会社SBS情報システムが開発し、同社以外では本業務の遂行が不可能であることから、随意契約を締結するものです。
9	農林振興課	浜田市林地台帳管理システムデータ移行および更新業務	令和7年6月9日	株式会社パスコ山陰営業所 松江市朝日町498番地6号	1, 559, 800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、運用中の「林地台帳管理システム」から既存システム「浜田市統合型GIS」へ対象データを移行し、同システム内での運用を進めていくものである。「浜田市統合型GIS」の構築・運用保守は、全て「株式会社パスコ」が実施しており、システムプログラムの著作権は同社にあることから、システムへのデータ移行作業・検証等は同社のみが可能である。しかし同社以外が行う場合は、保有データの消失や設定エラー、システム不具合が生じる恐れがある。対象データを安全かつ適切にデータ移行を行えるのは同社のみであるため。 ・本業務は「林地台帳管理システム」から既存システム「浜田市統合型GIS」へ対象データを移行し、同システム内での運用することを前提としている。しかし同社以外が行う場合は、「新システム構築費用」「データ移行費」「システム利用料金」が発生し、追加の費用発生は避けられない。同社であれば「データ移行費」のみの経費で留めることが出来る。経費の節減を確保し、且つ安全にデータ移行作業が行えるのは同社のみであるため。
10	政策企画課	浜田市と島根県立大学との共同研究事業	令和7年6月11日	公立大学法人島根県立大学 浜田市野原町2433-2	1, 313, 884	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、「公立大学法人島根県立大学と浜田市との連携協力に関する協定書」に基づき委託するものであるため
11	保険年金課	特定健康診査及び健康診査（集団健診）業務（単価契約）	令和7年6月11日	島根県厚生農業協同組合連合会 出雲市斐川町美南1666番地	単価契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市町村合併後、当時の基本健診については自治区ごとにJA厚生連と島根県環境保健公社に委託していたが、費用、事前事後処理及びデータ管理などの項目において、JA厚生連への委託が最も効率的に事業を実施できると判断したため。
12	工務課	新都川浄水場No.1凝集沈殿池流入弁修繕	令和7年6月11日	有限会社 旭設備 浜田市旭町丸原70-1	1, 127, 500	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号	新都川浄水場のろ過設備沈殿池流入弁が、アクチュエーターの不具合で動作不良となったため、地区の維持管理を担当している有限会社旭設備へ早急な修繕を指示した。
13	環境課	浜田浄苑槽清掃業務	令和7年6月13日	株式会社カンサイ 広島県広島市佐伯区五日市町大字石内460	4, 400, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該業者は、浜田浄苑での抜き取り、運搬、処分の一括受託の実績があり、長年同施設の槽清掃業務に携わっているの で施設内の槽の状況を把握しており業務遂行に必要な高度な技術を持っているため、本業務の履行にあたっては、当該相手方と契約することが有益であるため。
14	文化振興課神楽文化伝承室	石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務	令和7年6月13日	株式会社エブリプラン 松江市北陵町46番地6	9, 614, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。
15	維持管理課	三隅公園つつじ再生業務	令和7年6月17日	合同会社庭広 浜田市三隅町折居1125-3	1, 981, 100	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、三隅公園において老朽化したつつじの樹木剪定及び植栽を集中的に行い、つつじの再生を図るものである。当該が発注する「三隅中央公園外樹木等管理業務」と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、責任の所在が不明確になるなどの著しい障害が発生する恐れがあるため、当該業務の受注者との随意契約とする。
16	教育総務課	松原小学校 外壁調査業務	令和7年6月17日	播磨屋塗匠 株式会社 浜田市殿町83-8	1, 650, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	令和7年6月17日（火）、松原小学校の教頭が校舎を巡回している際に校舎の外壁が落下していたことを発見した。外壁が落下した場所は、立ち入り禁止場所であるため、事故は起きなかった。しかし、人通りがある場所で外壁が落下すると人身事故等を引き起こす可能性があるため、播磨屋塗匠株式会社に調査業務を依頼する。 業者の選定については、本業務において専門的な知識を有しており、また緊急対応が可能な者であるため、播磨屋塗匠株式会社の一者とする。
17	工務課	波佐浄水場膜ろ過設備逆洗ポンプ更新工事	令和7年6月17日	オルガノブラントサービス株式会社 関西事業所 大阪府吹田市江の木町1-6	2, 860, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	波佐浄水場の膜ろ過設備はオルガノブラントサービス株式会社が独自開発された設備であり、ろ過するまでの一連の動作が自動制御として確立されている。No.1逆洗ポンプを更新するにあたり断水はできないため、設備の専門的な知識と技術を有し適切に業務を履行できるのは、オルガノブラントサービス株式会社関西事業所だけとなるため。

公表対象随意契約一覧(R7. 6月分)

No.	担当する 課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円）	適用条項	随意契約とした理由
18	市長公室	浜田市新市誕生20周年テレビ番組等広報業務	令和7年6月18日	日本海テレビジョン放送株式会社 鳥取県鳥取市田園町4丁目360番地	2, 200, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、新市誕生20周年を記念し、市の魅力を広く発信することを目的としており、日本海テレビが制作する移住・定住促進番組では、県外でも高い視聴率を獲得する実績があり市内外に浜田市を強くアピールすることができる。テレビ放送に加えてSNSを活用した発信手法にも優れていることから、事業の主旨に合致し、最も効果的な発信が期待できる媒体と判断したため。
19	定住関係人口推進課	浜田市国際交流員（中国）アパートの 賃貸借契約	令和7年6月18日	株式会社石央開発研究所 浜田市朝日町77-3	1, 959, 700	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	条件を満たす物件がこの物件だったため。
20	定住関係人口推進課	浜田市国際交流員（ベトナム）アパートの賃貸借契約	令和7年6月19日	有限会社 ビッグランド 浜田市長沢町3044番地	1, 836, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	英語圏交流員が同物件に居住しているため、条件を満たす物件がこの物件のみだったため。
21	資産税課	令和8年度固定資産税（土地）の時点修正に関する業務委託契約について	令和7年6月23日	公益社団法人 島根県不動産鑑定士協会 松江市母衣町55番地4	1, 430, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	宅地の固定資産評価は、適正な時価を基に算出するため、その地価動向、不動産価格に精通した不動産鑑定士の専門知識が必要となります。また、当市においては、3年に一度の標準宅地鑑定評価業務を島根県不動産鑑定士協会に委託しており、当該業務と緊密に関わり一連を成すものであることから同協会と随意契約を締結するものです。
22	旭支所防災自治課	旭支所防災無線装置点検業務	令和7年6月23日	株式会社エス技建広島支店 広島県広島市西区上天満町3番28号第2倉本ビル2階	1, 276, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	令和7年5月14日実施の指名競争入札において1者のみの入札者。
23	工務課	浜田市工業用水道第3水源地警報設定器取替工事	令和7年6月23日	東芝インフラテクノサービス株式会社 中国支店 広島県広島市中区鉄砲町7-18	3, 322, 000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	浜田市工業用水道第3水源地の計装盤及び計装部品、警報設定器は株式会社東芝が独自開発された製品であり、製品の調達から取替までを適正に行えるのは東芝インフラテクノサービス株式会社中国支店だけであるため。
24	DX推進課	SDN無線化構築業務	令和7年6月24日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	15, 092, 550	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本件業務は、株式会社サンネットが構築、運用保守を行っているネットワークへ無線LAN環境機能を追加する業務となるため、同社へ依頼する。
25	行財政改革推進課	浜田市公共施設等総合管理計画改訂等業務	令和7年6月24日	有限責任監査法人トーマツ 大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号 淀屋橋三井ビルディング	17, 930, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。
26	教育総務課	特定建築物定期調査報告業務	令和7年6月24日	一般財団法人 島根県建築住宅センター 松江市東本町二丁目60番地	3, 674, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特殊建築物定期調査は3年毎に1回、調査報告する義務がある。 特殊建築物定期調査は、島根県建築住宅センターが調査資格者である県内の設計事務所を選定し調査を行うことができる。本調査は28施設を調査対象としており、多数の施設を一括して調査する予定であり、特定の者を相手方として選定し、契約しなければ目的を達成することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とする。
27	市長公室	浜田市新市誕生20周年広報特別号作成業務	令和7年6月25日	株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383番地	1, 534, 313	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市の20年の軌跡や出来事を記録した広報特別号を作成するに当たり、浜田市内で最多の発行部数を有する新聞社として、市内の写真素材や地域に根ざした情報を数多く保有しており、同等の事業者が他にないため。
28	健康医療対策課	浜田市国民健康保険 あさひ診療所 電子カルテ導入業務	令和7年6月25日	株式会社Donuts 東京都渋谷区代々木2丁目2番1号2-2-1	2, 838, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	弥栄診療所が令和6年度に同業者から機器を導入しており、診療所間でリモートによる連携を図るために同じ機種を導入する必要があること、及び操作説明を省略することで費用を安価に抑えることができるため。
29	維持管理課	令和7年度浜田市道路台帳更新業務委託	令和7年6月26日	株式会社バスコ 山陰営業所 松江市朝日町498番地6号	5, 347, 100	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	道路法第28条及び道路法施行規則第4条の2により、道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保管しなければならないとされているが、当市では、道路管理の効率化及び適正化を目的として、平成23・24年度の2か年をかけて「道路台帳管理システム」を導入し、浜田市内全域の市道の網図及び台帳を電算化している。 本業務は、本システムの登載データの更新を行うものである。主な作業の流れとしては、廃止・認定・区域変更といった告示箇所等について、現地で調査及び測量を実施し、収集した情報をシステムに入力してデータを更新し、調書や統計数値の補正を行うものである。 これまで、本更新業務は、システムの開発業者に委託してきた。仮に委託業者が変わることになると、新たなシステム開発が必要となり、膨大な費用がかかるとともに、データを移行する際にも相当の費用負担と作業期間が見込まれる。また、本システムから抽出するデータは、高い精度が求められる。仮に委託業者が変わればシステム変更による誤差が発生し、精度が保持できないことも予想される。 本業務は、図面作成業務と調書や統計のシステム処理業務を一括で行うことで重複作業を省略し、効率的かつ経済的に処理を行うことが可能となっている。例えば「道路施設現況調査」の報告については、毎年3月31日時点の道路台帳の記載事項について報告することになっているが、一括した委託業務により重複作業が省かれ、年度末における円滑な集計作業が可能となっている。 以上のような理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。
30	学校教育課	浜田市立学校AI型デジタルドリル導入業務	令和7年6月27日	株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業本部 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング	3, 234, 627	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	児童生徒の個別最適な学びを確立するためのAIを活用したデジタルドリルの開発及び運用は、高度な技術力及び専門性を必要とする業務に該当し、競争入札に適さないため。
31	維持管理課	市道浜田528号線エスカレーター改修工事	令和7年6月30日	株式会社 日立ビルシステム 中国支社 広島県広島市中区八丁堀3番33号	3, 732, 740	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本工事は、浜田駅南北自由通路のエスカレーターを安全に使用するためにスカートガードの取替を行うものであり、当該エスカレーターのメーカーでなければ施工することができないため。
32	維持管理課	現地調査支援システム導入業務	令和7年6月30日	株式会社バスコ 山陰営業所 松江市朝日町498番地6	3, 157, 000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	『現地調査支援システム導入業務』は、日常の維持管理業務において、住民から受けた要望等の現地調査を行った際に、現場で端末を用いて現地の様子を登録し、データ蓄積を行うことができるシステムの導入業務である。 浜田市の道路台帳はすべて株式会社バスコが手がけており、道路台帳と紐づけを行い、システム構築及び設定を行うものである。

公表対象随意契約一覧 (R7. 6月分)

No.	担当する 課・室の名称	契約内容	契約締結日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円）	適用条項	随意契約とした理由
33	金城支所産業建設課	美又温泉外湯建設工事に伴うデジタル関係設備設計業務及び工事監理等業務委託	令和7年6月30日	中塩和彦建築設計事務所 広島県広島市中区大手町2丁目11番27新大手町ビル904	60,940,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当該事業者については、令和5年度に策定した「浜田市美又温泉国民保養センター再整備基本構想・基本計画」を踏まえ、令和6年度「美又温泉外湯施設詳細設計を含む実施計画策定業務」において、外湯施設の詳細設計及び実施計画等の策定、「デジタルサイネージ」、「デジタル温泉手形」のデジタル技術の活用検討等を実施。また、外湯施設についてはデジタル技術を活用した「温浴施設」という特殊な用途施設であるため、各工事をスムーズに遂行するにあたっては、工事監理において高度な専門知識が必要となる。加えて、オペレーションインフラの視点から、検討済みの「デジタルサイネージ」、「デジタル温泉手形」のシステム構成にもとづいた詳細設計が行われており、内容の変更が生じた場合、施設運営の作業導線、機器の設置場所や建具等の設計変更をする必要があり、施設建設に伴う各工事等にも支障をきたすことで事業遅滞を招くおそれがあるため。